

生活のきまり

湖東中学校生として誇りのある生活をするために ～自立・自律～

制服	<p>○本校指定の学生服とする。</p> <p>○登下校は制服とする。雨天時は体操服、ジャージ登下校を認める。部活動終了後は体操服やジャージで下校してもよい。</p> <p>○夏季において登校時に本校指定のポロシャツを着用してもよい。</p> <p>○冬期において登下校時にウインドブレーカーを着用してもよい。ただし、原則的に制服の上に着ること。</p> <p>○再登校や休日に登校する場合でも私服で登校しない。</p> <p>○衣替えの期日は、気温等の状況を考慮して毎年提示する。</p> <p>○登校したら、教室で校内服に着替える。</p>	
頭髪	<p>○学習や運動等に支障のない、清潔感のある中学生らしい髪型とする。</p> <p>＜禁止するもの＞染色、脱色、パーマ、カール、エクステ、整髪料等は禁止とする。</p> <p>○髪が肩につき場合はゴムで縛る。ゴムの色は黒、紺、茶系等の派手でないものとし、縛り方は後ろで1箇所か2箇所とする。ヘアピンの使用も可とする。色はゴムと同様、必要最低限の数で留める。</p>	
校内服	○本校指定のものを着用する。それぞれに学年色の刺しゅう名札を左胸につける。	
ナップ	<p>○本校指定のナップザックとし、入りきらない場合のみサブバッグ（黒・紺）を使用してもよい。</p> <p>○ナップザック、サブバッグには防犯、取り間違い防止のため、お守り、キーホルダー、防犯具をつけても良い。</p> <p>○キーホルダーはお守りと同等のサイズのもので、キャラクター、マスコット類は避ける。</p>	
靴下	<p>○白、黒、紺、グレー（メーカー、ブランドのロゴマークは可）で無地とする。</p> <p>○くるぶしソックスは可とする。</p>	
くつ	上ぐつ	○本校指定の学年色別のものとし、かかとに黒マジックで氏名を書く。
	下ぐつ	○運動に適した白、黒、紺、グレーを基調とした運動靴とする。体育の授業でも使用するため、運動に適さないものは使用しない。ライン、ロゴの色は自由とする。必ず記名する。
防寒着	<p>○スクールコート（黒、紺） ○ウインドブレーカー（本校指定、部活動用）</p> <p>○セーター、トレーナー …白、黒、紺、グレー、茶等で無地のもの（メーカー、ブランドのロゴマークは可）</p> <p>○タイツ、レギンス…スカートの中に着用可、白、黒、紺、グレー、ベージュで無地のもの</p> <p>○手袋、ネックウォーマー（マフラーは事故防止のため禁止）—黒、紺、グレー、茶系等の派手でないもの</p> <p>※スクールコート、ウインドブレーカー、ネックウォーマー、手袋の着脱は昇降口で行う。</p> <p>○マスク、カイロ…必ず持ち帰る。学校では捨てない。</p>	
その他	<p>○8：00入室完了を目標とする。登校後は授業ができる準備を整え、朝読書に備える。</p> <p>○授業前は3分前入室、2分前着席、1分前黙想（3・2・1運動）を心掛け、落ち着いた雰囲気です授業に臨む。</p> <p>○集会時の移動は黙って行う。（体育館内も同様）</p> <p>○職員室前、保健室前は静かに通行する。</p> <p>○ベランダには出ない。</p> <p>○他のクラスへの出入りはしない。また、他学年の階にも用がない限り行かない。</p> <p>○給水用として水筒を持参してもよい。中身はスポーツドリンク類、お茶類とする。</p> <p>○傘の色は問わないが、無地のものとする。</p> <p>○異装、化粧、ボディペイント、香水、制汗剤、装飾品（ピアス、イヤリング、ネックレス、指輪等）等は禁止とする。</p> <p>○筆入れにつけるキーホルダーは1つとする。ただし、必要以上に大きなものや派手なものはつけない。</p> <p>○学校生活に必要なものと判断されるものはもってこない。</p> <p>○完全下校時刻 *4、5月—18：30 *6、7月—18：30 *8月～10月—新人戦まで18：30 新人戦後—18：00 *11月～11月中旬—17：30 *11月中旬～1月中旬—17：00 *1月中旬～ —17：30 *2月—18：00 *3月—18：30</p>	

*特別な理由があり、上記のきまり通りにならない場合は必ず先生に相談をすること

*衣料協力会 ・倉田屋商店486-0113 ・マツバラ486-0065

*校外生活

- 「静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例」によって禁じられていること
- ・正当な理由がない午後11時～翌日朝4時までの外出
- ・深夜のカラオケ店、ボウリング場、漫画喫茶、インターネットカフェ、ゲームセンター等への入場、利用
- ・パチンコ店等への入場
- トラブル防止のために
- ・生徒だけでの宿泊は原則として禁止する。
- ・ゲームセンター、カラオケボックス、各種コンサート、ボウリング場等の生徒のみでの入場、利用を控える。

*生活のきまり 改定手続き

生徒協議会（湖東未来推進会議）、生活委員会で検討→職員会議で検討→次年度から実施
 今後も生徒とともに継続して見直しを行っていきます